

## 議会議員政治倫理審査会 第7回議事録（要点整理）

開催日時	令和4年9月9日（金）午前10時00分～午前11時50分
場 所	潟上市役所 常任委員会室3
案 件	（1）審査結果報告書（案）について
出席者	・鈴木壮二委員・堀井克見委員・伊勢潤委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・議会事務局長・議会事務局次長
記録者	議会事務局主査

### 【会議記録】

#### ○中川委員長

皆さんおはようございます。定足数に達していますので、政治倫理審査会を開催します。今日の案件は、審査結果報告書（案）についてです。

審査結果報告書の素案ですが、最終ページが9月2日の会議録作成中のため、できませんでした。

それでは、素案の読み合わせをしたいと思います。今まで議論してきた中で、追加や不用など、文面も含めて検討したいと思います。

～報告書（素案）読み合わせ～

暫時休憩します。

～休憩～

#### ○中川委員長

会議を再開します。皆さんから意見をいただきたいと思います。

最初は、私から述べます。文章がこれでいいのか、誰が意見を述べたのか、誰が審査したのか分からないので、審査会委員の名前を入れた方がいいのか気になっています。最終的な報告書は両面にします。

審査会としては、このようなことではないかとの文章作りをしていますので、皆さんから、報告書全体の項目、流れがいいのかも含めて述べていただき検討します。

#### ○藤原副委員長

審査請求内容は、政治倫理条例の第13条に抵触する疑いがあるとのことであり、その審査結果の最初に、第10条に抵触するとのこと記載されているのは違うのではないかと思います。請求に関する審査結果は、報告書の「その2」を載せることが当然かと思いました。

そして、「その1」の第10条に抵触するとの部分はどうなのか。審査請求により第10条に抵触するか否かを審査したものではないと思うのですが、文末に勧告の種別とまで書かれていて、趣旨が違うのではないかと感じます。

「その2」に関しては、抵触しない理由を書くのであれば、「多数意見の政治倫理条例に抵触しない」を先にする方が読み手に取って分かり易いと思います。このような理由で抵触しないとされたものの、少数意見ではこのような意見もあったとした方がいいのではないかと感じました。5ページの行政当局の説明部分は、委員が審査するために必要な文章だと思います。担当課長の言葉がそのまま書かれているので、私にとっては審査にとっても重要な文言だったと記憶しているので、その部分は載せていただきたいと思いました。

○中川委員長

いろいろな意見が出たので、一つ一つ検討します。この審査結果の「その1」は、審査請求の対象ではないものなので、どうかとの話だったと思います。皆さんのご意見をいただきたいと思います。

○伊勢委員

条例の第13条に関わる審査であって、この報告書には必要ないと感じます。記録書を公開するのであれば、この報告書自体が会議録の写しのように見えるので、報告書としては違和感があります。

○鈴木委員

第13条に関して審査しているのに、なぜこれが出てきたのか。抵触しないとのことであれば、賛成が先に来て、多数意見、少数意見の順だと思います。

○堀井委員

報告書は分かり易くまとめることが基本かと思います。事実ではないことを記載するのは問題ですが、技術的なことは委員長の裁量に委ねる方法が公平平等ではないかと思います。これは多数決で決めるようなものではありません。事実に基づいていることがポイントだと思います。主義主張がかみ合っていない中でのことですから、両者の言い分を載せることが重要であると思います。従って、私は概ねこれが妥当なものとの感想です。

○中川委員長

先程の、記録書を公開するのであればとのことですが、参考的な資料ですので、記録書を優先で報告書を削ることは違うのではと思います。事実を見ていただくために発言を記録書から抜粋し、発言者の会話を報告書にそのまま採用した意図がそこにありますので理解していただきたい。他に、第10条について載せることは違和感があるとのことですが、過去の審査会においても基礎資料がない中で審査せざるを得なか

った状況が続いており、このようなことが繰り返されていいのか。基礎資料があつて審査会が議論を始めることが大前提なので、この前提がくずれている意味は、審査会として問いかけなければならないものと思います。第 10 条に抵触するとか、しないとかの意味よりも、問いかける作業をしておかないと、倫理条例が有名無実になっているとの印象を与えかねない。ただし、審査会としては「このような内容で審査結果に導きました」のように、技術上の文章を入れてもいいかと感じました。更に、第 10 条に関する事を「その 2」とすることは問題ないと思います。少数意見が上で多数意見が下なのは、議会の手法として反対討論から進行しているので、それに則っています。

○藤原副委員長

先程も話したとおり、審査結果の中に、第 10 条に抵触すると載せることは違和感があります。「その 2」の部分を書いた上で、資料を提出してもらえなかったことは事実なのでいいが、審査結果として第 10 条に抵触すると載せるのはどうなのか。

これは、審査を進める過程で請求したものを提出してもらえなかったことで、それを第 10 条に抵触するかしらないか審査するのであれば、更に議題が必要ではないかと思いますが、どうですか。

○中川委員長

審査会は同じような事案で繰り返されており、過去の審査会においても資料がないために苦慮していると報告が出ているので、それを踏まえると、報告書の基礎資料がない実態を審査会も受け止め、提出がないでは済まないということです。審査請求はないが事実であるので、審査会としては報告をさせていただきたい。必要であれば勧告もしたいと思います。おそらく、報告しただけでは、また繰り返されることが十分予見されるので、そのようなことがないように、倫理条例の責務を果たしていくことなのではないかと思います。

○鈴木委員

そもそも第 13 条についての審査なので、報告書へ第 10 条について盛り込むことはいいのですが、第 13 条に関する事を「その 2」として載せるのは違うと思います。

第 13 条について審査したものに、第 10 条に関する文章を盛り込むかどうかを採決した方がよいと思います。

○中川委員長

他の委員は、いかがですか。

○伊勢委員

採決をとりますか。

○堀井委員

それぞれの意見を尊重しますが、賛成多数で決するような土壌が何回も同じことを繰り返す要因になっていると思います。裁決で決めることは民主主義のルールですが、熟議をして少数意見を留保していかないと民主主義は発展しない。事実を載せられないように数で決する手法はやるべきでないと思います。

第 13 条に関わる審査請求との主張ですが、条例全体に基づいて審査しているのであって、合議で決定し求めたものが提出されないことは、第 10 条に「従わなければならない」とあるので、審査の過程で条例に反することはできません。載せることは当然だと思えます。これを賛否によって決することは容認できません。

○藤原副委員長

この審査請求は第 13 条に関わるものであって、その審査結果を載せた上で、これを載せるなどとは言いませんが、第 10 条に対する審査結果のような載せ方はいいのか。審査の推移として資料を提出してもらえなかった理由が個人情報とのことであれば理解もできるし、提出済みの関係私企業の資料で分かる、分からないとの意見も出ており、この話をしないといけないと思います。

○中川委員長

この審査結果は第 13 条に関わるものですが、審査の過程で第 10 条について問題が発生したのだと思います。審査は第 13 条についてですが、過去の審査会においても同様の報告がされています。第 10 条には「従わなければならない」とあるのに協力しないのは重大なことで、審査会として見過ごすことができないと思うので、報告書に載せることが審査会の方向付けかと思えます。

○鈴木委員

関係私企業の資料は、公的資料としては認められないということですか。

○中川委員長

公的な資料とは、役所などの法的な場所が発行した住民票や法人登記簿謄本で間違いないと思うので、倫理条例で請求している資料は議会内の資料であって、それを採用するかについては、検討しなければいけません。

○堀井委員

倫理条例では、議員は関係私企業に関する資料を提出するように規定されていますが、その際に謄本等の資料が添付されていますか。自己申告書のような話で、今回は委員長が話したとおり、公的な資料に基づいて審査するための資料請求でありました。第 10 条中には「従わなければならない」とあり、しかも、この審査会において「資料の提出を求める」として合議したはずですが、それを載せるとか、載せないとかの議論をしていること自体が審査会として倫理に合致するのかわざらざるを得なく

なります。そこを越えないと、今までのような不毛な争いみたいなものが継続されていくので、皆さんからも英断していただきたい。条例に従わなかったことは事実だし何処に支障があるのか具体的に教えてください。

○鈴木委員

そもそも第 13 条に関わる審査であるのに、審査の途中で第 10 条に関することがでてきました。文章の中に盛り込むのはいいのですが、報告書の最初に載せたり、この部分だけを拾い上げて載せるのは違うと思います。

○藤原副委員長

載せるなどとは言っていません。あくまで審査請求に則って、審査会はこのような結果をだしました。10 条に抵触するかしないかという言葉載せるのであれば、もう少し議論をしたかった。載せることは、このような事実があったのでいいが、結果として抵触するというのはどうか。

○中川委員長

順序立てて言えば、審査請求は第 13 条についてですが、その審査の過程で必要な資料の提出を要請したにもかかわらず提出してくれないことは、完全に違反です。第 10 条も第 13 条と同じ位置付けです。そうすると第 10 条に違反している場合は勧告をすると書いてあります。審査委員会は、それをまとめて報告する責務があります。このような書き方をしましたが、先程から話しているように、どのように手直しをするのか。第 13 条についての検討をしましたが、その基本となる協力は得られませんでした。西村議員を責めるのではなく、その資料を出すことで二度とこのような審査請求が起これなくなる可能性があると考えて載せたのですが、いろいろな議論があつて、どういう形で載せるかということになる。載せるか載せないは別にして、第 10 条に協力しなければならないとあるので、協力してもらえなかったことは違反です。鈴木委員が言っている多数決もまた民主主義の原理だが、議論するための時間が少ない。どのような載せ方をするのか議論が必要だと思います。

暫時休憩します。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。第 10 条についてのまとめ方は委員長と副委員長に任せてください。次に、追加や削除がありましたら意見を出してください。

○堀井委員

事実を隠さないで記載して、報告書をまとめることをお願いしたい。

○中川委員長

「6おわりに」の中に、このような事実であったので審査会の判断はどうだということ盛り込みたいと思います。皆さんから盛り込みたいことを出していただきたいと思います。

○堀井委員

今回は回数を重ねてやってきたが、審査会が完璧に結論を出すことに限界があるということ載せて欲しいと思います。場合によっては、第三者委員会で審査するとかしないと、この状況には無理があると思います。審査請求する方も、される方も、当局も、自らを律して行動して欲しいとのまとめ方をしてください。

○中川委員長

3者が自らを律してくれということが一つと、倫理審査会の審査には限界があるとのことで、それを突破するためには第三者委員会との言葉が出ましたが、そこまで踏み込んだ記載をしていきますね。

○鈴木委員

一時不再議のようなことも、文言で決めていくべきかと思います。

○中川委員長

来年も同じような請求がでると、同じような議論をすることになると。

○藤原副委員長

皆さんの意見に加えて、この条例はずいぶん前に作られたので、社会情勢が変わってきていると思います。その辺も考えるべきだとの言葉を載せてもいいと思います。

○堀井委員

社会の変化によって審査会の骨格を改正するところまでいくと、色々な問題が出てくると思います。次の段階を考えなければならないとの表現に収めておいたほうがいいと思います。

○中川委員長

条例の見直しは別にして、まずは報告書をだして様子を見たいと思います。今回は当局に投げかけている部分もあり、その答えを見たときに、法の解釈が正しいかという問題があると思います。意見を聴取した時にいびつな解釈しているように感じたので、それでいいのかもあります。

○堀井委員

当局に対して、倫理条例を更に遵守して欲しいというべきだと思います。

○伊勢委員

昨年の報告書の最後に記載されていることですが、「議員は議員としての品位を持ち、市民に信頼される議員、そして議会であるためにも政治倫理条例を遵守しなければならない。」ととてもいい言葉ですので、これを入れてください。

○中川委員長

暫時休憩します。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。たくさんの議論をありがとうございました。

議論はこれで終結して、今後のスケジュールを確認したいと思います。

○事務局次長

9月28日が審査結果報告書を提出する期限なので、その時点で完成していなければなりません。

○中川委員長

それでは、次回の審査会を9月27日にします。これもちまして本日の会議を終了します。

終了